



研究レポート

No.326 October 2008

地方の自立性を高めるための地方への税配分

上席主任研究員 米山 秀隆

富士通総研(FRI) 経済研究所

地方の自立性を高めるための地方への税配分

上席主任研究員 米山秀隆

yoneyama.hide@jp.fujitsu.com

要旨

本稿では、国と地方の税財源配分のあり方について、地方が自らの力で経済を活性化させるインセンティブを持つ仕組みはどのようなものかという視点で考察を行った。

現行の地方交付税額決定の基礎となる基準財政需要額の算出方法については、行政項目ごとの厳密な積算によらなくとも、人口、面積のみで現在の基準財政需要額の多くが説明できるという点で、複雑な仕組みを簡素化できる余地が大きい。今後については、地方交付税の配分ルールは単純化し、基本は、人口一人当たりの最低限の税収を担保する仕組みと位置づけるべきである（例えば、平均レベル以下の自治体に交付）。これに伴い、基準財政需要額と基準財政収入額の差額を補填するというルールは廃止し、自治体が企業誘致、産業活性化などにより、独自に税収を確保するインセンティブをより高めるべきである。

地方の税収確保努力を最大化するという考え方を前提とすると、地方が独自の税源（地方税）として持つのにふさわしいと考えられるのは、消費課税ではなく法人課税と考えられる。ただし、現行の法人課税は、法人税、地方法人2税が何重にも課税される煩雑な仕組みになっている点で問題があり、今後については、これらを整理、一体化し、国と地方の取り分に分け、地方の取り分については、例えば、県民所得などに比例して配分することが考えられる。以上をまとめると、自治体には、法人課税の地方取り分など独自の財源のみで最低限必要な税収を確保できない場合に、交付税を配分する仕組みとなる。

キーワード：地方交付税、地方税、基準財政需要額、地域間格差、地域活性化

目次

1. はじめに	1
2. 地方の歳入と財政調整の現状	3
3. 地方交付税配分ルールの問題点	5
3.1 配分ルールの現状	5
3.2 人口、面積に基づく機械的配分の可能性	7
3.3 新たな配分ルール	10
4. 地方税の中心を何に据えるべきか	12
5. おわりに	15
参考文献	16

1. はじめに

地域間格差の是正や地方分権を進める目的で、地方財源をより一層充実させるべきであるとの議論が活発化している。地方の自立性を高めるためには、地方独自の財源を充実させる必要があり、このための手段としては、現行の消費税5%のうち地方取り分（地方消費税、消費税率5%のうち1%分）を充実させるべきであるとの主張が、かねて地方側などからなされてきた。こうした提案は、都市部に税収が偏在する地方法人2税（法人事業税、法人住民税）と、偏在度合いが低い消費税を、国と地方で税源交換すれば（地方法人2税を国税化する代わりに、国税である消費税の地方の取り分を増やす）、地域間の税収格差が是正できるとの考えでなされる場合が多い。

しかし財政状況が厳しい中、地方法人2税を国税化したとしても、消費税の地方取り分を増やしていくことはそう簡単なことではない。結局、この議論は消費税増税を含む抜本税制改革時まで先送りされることとなり、今年度の税制改正では、当面の財源の地域間の偏在を是正する目的で、都市部に税収が偏在する地方法人2税のうち、法人事業税の半分を国税化して、この分を人口と従業員を基準に都道府県に再配分する制度が創設された（地方法人特別譲与税）。法人事業税の半分という額は、消費税の1%程度に相当する額であるため、これは将来的に、地方法人2税と消費税の税源交換を一部行うための布石との見方もなされている。

しかし、将来的に国と地方の税財源配分の改正も含む税制の抜本改正を行う場合には、単に地域間の税収格差を是正するに留まらず、今回の景気拡大の過程で大都市から取り残され、経済の停滞が続いた地方が、自らの力で経済を活性化させるインセンティブを持つ税制のあり方はどのようなものか、という視点も重要になると思われる。そもそも、税収の地域間格差の是正については、地方交付税の仕組みによって従来から行われてきており、この問題は、単に地方法人2税と消費税の税源交換を行うことで済む問題ではない。地方交付税の配分ルールも含めて、より幅広い視点から議論する必要がある。

すなわち、この問題について議論する場合には、①地方が独自の財源として持つべきなのはどのような税か（地方税のあり方）、②独自の財源で格差が生じる部分をどのようなルールによって調整するか（地方交付税等の配分）という少なくとも二つの面から、整合性の取れた議論を行う必要がある。このほか、地方財政が歳入面で直面する課題としては、③国庫支出金（いわゆるひも付き資金）の問題（削減し交付税化すべきか）、④財政規律を維持するための地方債の発行ルール、という問題もあるが、本稿では、①、②の問題に焦点を当てて考察を進めていくこととする。本稿で明らかにしたいのは、地方が独自に税収を増加させるインセンティブを失わず、なおかつ、自治体間の格差を是正する制度設計はどのようなものであるかという点である。

本稿の構成は以下の通りである。まず、第2章で地方の歳入面の現状について概観し、第3章では、上記で述べた問題のうち、最初に②の地方交付税の配分ルールの問題について

て分析し、地域間の格差を是正しつつも、地方の税収確保の努力を損わない仕組みについて考察する。その上で、第4章で、地方が独自に税収を確保するインセンティブを持つという観点から、独自の財源として持つのにふさわしい税は何かという①の問題について考察を加える。第5章では、以上をまとめ、今後必要な施策について提言を行う。

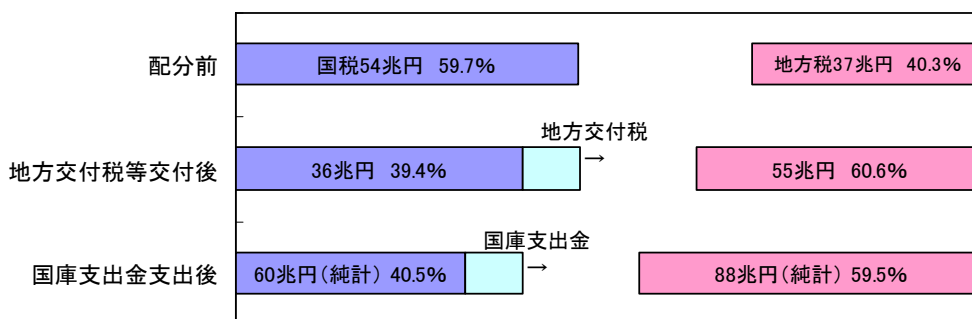
2. 地方の歳入と財政調整の現状

地方財政の歳入面の現状をみると、よく知られているように、国と地方では税源配分では6対4となっているが、地方交付税の交付や国庫支出金等の支出により、財源配分後は国と地方では4対6となっている（図表1）。地方歳入に占めると地方税、地方交付税、国庫支出金の割合はそれぞれ40%、22%、11%となっている（図表2）。

このように、地方の歳入は、地方交付税等の配分により、地方税の偏在が是正される仕組みとなっており、地方交付税等を配分した後の一般財源（地方税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金）では、自治体間の格差は均等化されている。この結果、都道府県別の人口一人当たりの地方税は、大都市と地方の格差は大きい（図表3）、人口一人当たりの一般財源については、必ずしも大都市が多いわけではなく、地方の方が多くなっている場合がある（図表4）。この点は、人口一人当たりの地方税は東京が一番多いが、人口一人当たりの一般財源については、島根県が一番多くなっているという点に象徴されている。

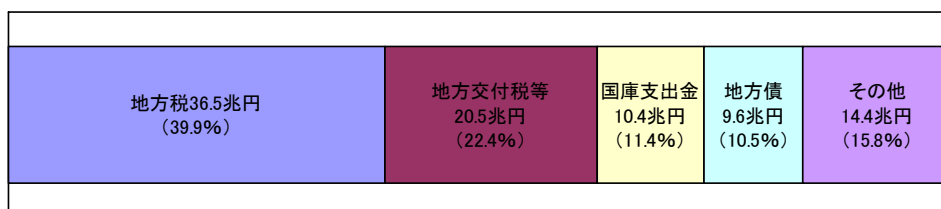
こうした調整については、地方に必要な財源を配分し、地域間の格差を是正するための必要な措置であるとの評価がなされる一方で、従来から、調整の恣意性や調整の度合いが過剰であるとの指摘もなされてきた。

図表1 国と地方の財源配分(06年度、概念図)



(出所) 参議院総務委員会調査室『地方財政データブック』により作成

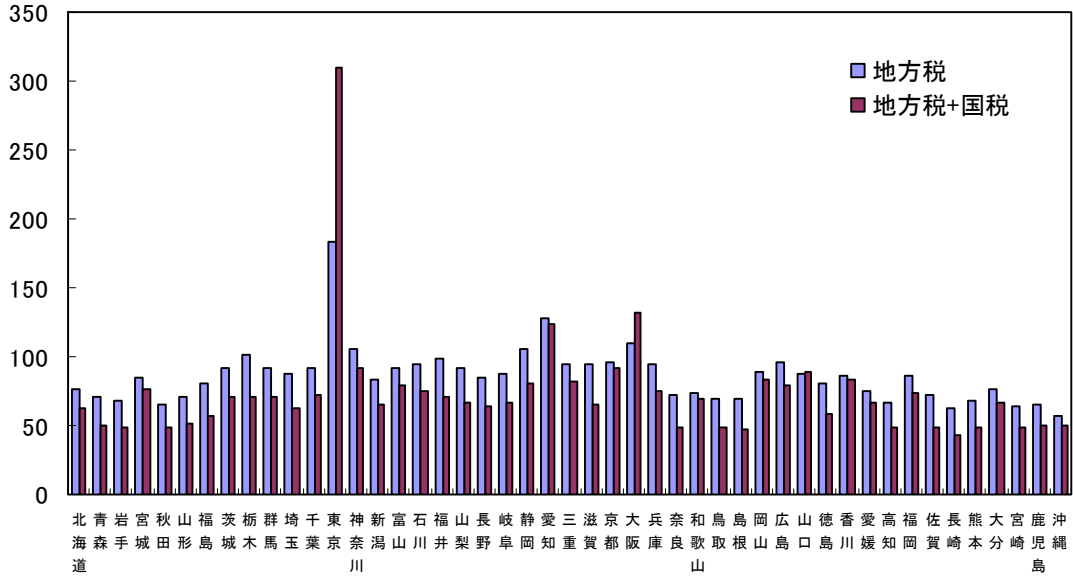
図表2 地方歳入の内訳(06年度決算)



(出所) 参議院総務委員会調査室『地方財政データブック』により作成

図表3 都道府県別の人口一人当たり税収(06年度)①

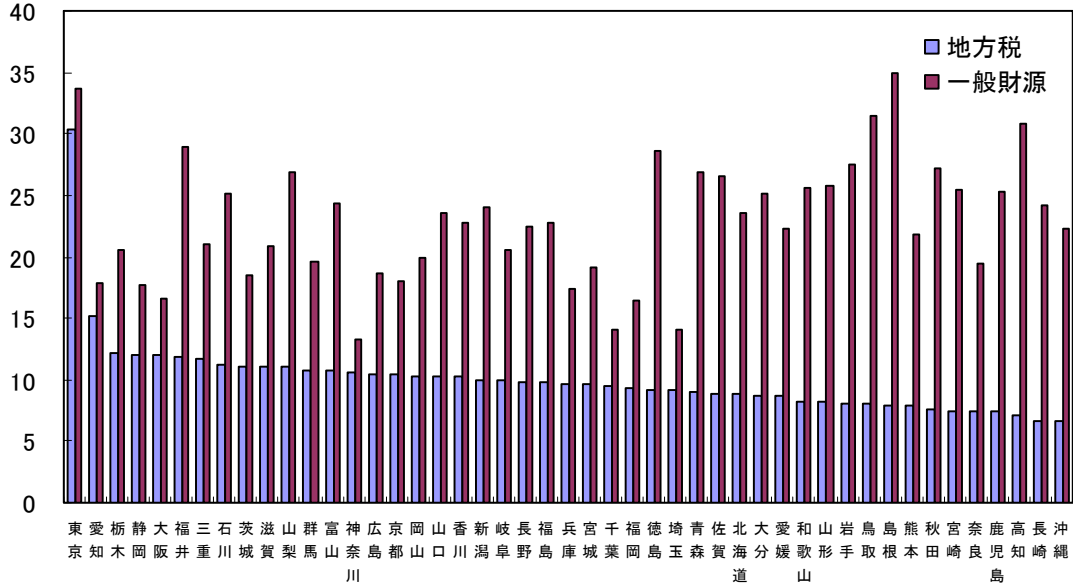
(全国平均=100)



(出所) 参議院総務委員会調査室『地方財政データブック』により作成

図表4 都道府県別の人口一人当たり税収(06年度)②

(万円)



(出所) 参議院総務委員会調査室『地方財政データブック』により作成

3. 地方交付税配分ルールの問題点

3.1 配分ルールの現状

地方に交付税を配分する場合のルールは次のようなものとなっている。まず、地方交付税の総額は、国税5税の一定割合（所得税の32%、法人税の34%、酒税の32%、消費税の29.5%、たばこ税の25%）と定められている。ただし、一般会計の繰り入れの特例加算や特別会計からの繰り入れで地方交付税総額は増減し、最終的には、毎年の地方財政計画で決定されることとなっている。各自治体に配分される額は、次のような算式で決定される。

$$\text{各自治体への交付税額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

基準財政需要額は、必要な支出額について行政項目ごとに積算されるものであり、これに対し、基準財政収入額は自治体の税収見積もりである（標準税率による地方税収入の75%＋地方譲与税等）。この差額、つまり、基準財政需要額に対し、基準財政収入額が少ない場合に、地方交付税が交付される仕組みになっている。

基準財政収入額が自治体の税収の見積もりの75%になっている意味は、自治体が自らの努力によって税収を増やした場合でも、その75%は基準財政収入額に算入されるため、その分は地方交付税が減額され歳入額に影響を及ぼさないが、25%についてはそこから除外されているため、自らの取り分になるということである。つまり、自治体が努力によって、税収を増やすインセンティブはこの部分にあるということになる。100%にすると、地方税を増やしてもそれと同じ額だけ地方交付税が減額されることになるため歳入額は変わらず、地方が独自に税収を増やすインセンティブが全く生じないことになる。現行の制度では、自治体独自に地方税を増やすインセンティブをこうした仕組みの下で与えるととともに、それでも不足する分については地方交付税で調整するという枠組みになっている。

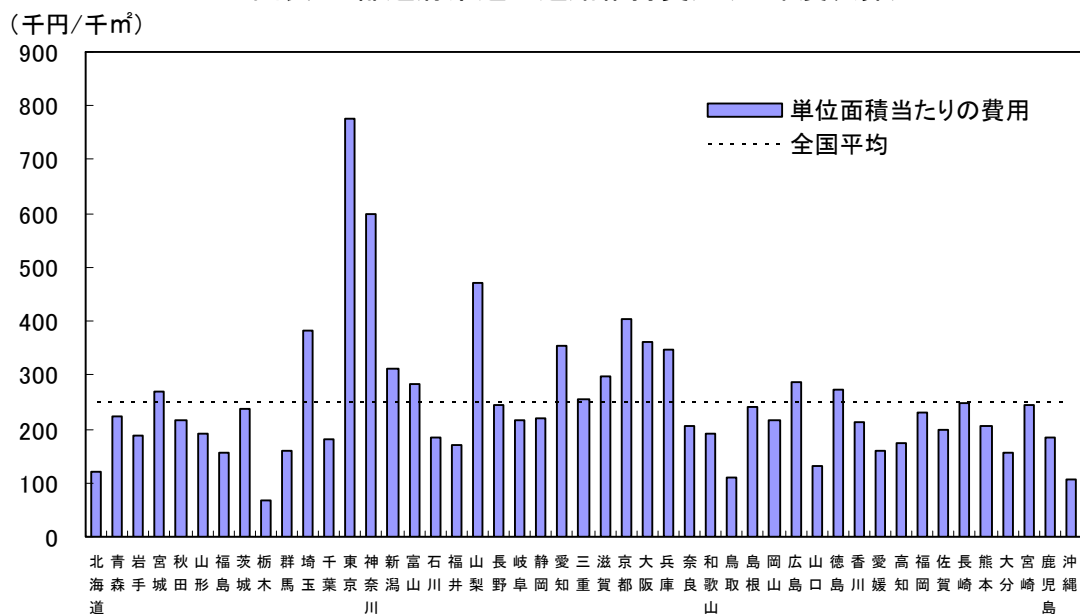
こうした地方交付税の配分方式はもっともらしいが、この仕組みの重大な問題点は、基準財政需要の算出の仕方にある。基準財政需要額は、行政項目（図表5）ごとの単価と数（単位費用×測定単位の数）に、必要な補正係数を乗じることによって算出されるが、この算出の際に使われている単位費用が必ずしも実態に合ったものとはなっていない。例えば、都道府県道の道路維持費用（単位面積当たり）の実績値をみると、都道府県によって大きくばらついており、一律の単位費用によって積算することに意味があるのかどうかという疑問が生じる（図表6）。また、補正係数は、寒冷地かどうか（寒冷補正）、過疎の度合い（密度補正）などによって何種類も設けられており、煩雑な仕組みとなっている。

図表5 基準財政需要額の算定費目（都道府県分）

費目	測定単位	費目	測定単位
警察費	警察職員数	生活保護費	町村部人口
道路橋梁費	道路の面積	社会福祉費	人口
	道路の延長	衛生費	人口
河川費	河川の延長	高齢者保健福祉費	65歳以上人口
港湾費	係留施設の延長（港湾）		75歳以上人口
	外郭施設の延長（港湾）	労働費	人口
	係留施設の延長（漁港）	農業行政費	農家数
	外郭施設の延長（漁港）	林野行政費	公有以外の林野の面積
その他土木費	人口		公有林野の面積
小学校費	教職員数	水産行政費	水産業者数
中学校費	教職員数	商工行政費	人口
高等学校費	教職員数	徴税费	世帯数
	生徒数	恩給費	恩給受給権者数
特別支援学校費	教職員数	地域振興費	人口
	学級数		
その他教育費	人口		
	公立大学等学生数		
	私立学校等生徒数		

（出所）総務省『地方交付税制度解説』により作成

図表6 都道府県道の道路維持費用(05年度決算)



（出所）国土交通省『道路統計年報』により作成

- （注）1. 都道府県道（主要地方道及び一般都道府県道）について、道路補修費／道路面積によって算出。道路補修費は、地方単独事業の一般道路事業費及び都市計画街路事業費のうち、橋梁補修、舗装補修、その他修繕、維持。道路面積は、道路部（車道、歩道等、中央帯、路肩）の面積
2. 05年度の都道府県の道路維持費の単位費用は、180千円/千㎡であるが、上記の算定ベースとは異なるため、両者の厳密な比較はできない

さらに、基準財政需要額には、自治体が地方債（過疎対策事業債、災害復旧事業債、財源対策費など）を発行して財源を賄った場合、後年度に自治体が地方債の元利償還費（公債費）を支出する際に、基準財政需要額に元利償還費が算入されるという仕組みもある。この点については、自治体が将来、自力で地方債を償還する財政力がないにも関わらず、安易に地方債を発行して事業を行う要因になっているとの指摘がなされてきた。自治体にとっては、対象となる事業を地方債発行によって実施すれば、それだけ地方交付税が多く与えられることになるからである。こうした仕組みは、自治体に財政規律を失わせる一つの要因になってきたと考えられる。

地方交付税の解説書（『地方交付税制度解説』）には単位費用の算定根拠が詳細に記され、一見これに基づいて厳密な積算がなされているようにみえるが、支出の実体がこれと異なっており、しかも仕組みの中に自治体が財政規律を失いやすい誘因が含まれているとすれば、そもそもこうした仕組みによって、自治体ごとに積算する意味があるのかという疑問が生まれてくる。基準財政主要額の算出については、かねてからこのような問題があり、より単純なルールで算出すべきとの主張がなされてきた。その一つの案は、人口や面積に基づく単純なルールによって算出すべきというものである。

3.2 人口、面積に基づく機械的配分の可能性

そこで、都道府県および市町村の基準財政需要額を、井堀他（2006）にならい、人口、面積、人口の2乗、面積の2乗によって説明する関数を推定してみた。その結果、都道府県の基準財政需要額は、人口、面積のみである程度説明可能（都道府県推計①）で、市町村の基準財政需要額は、人口、面積、人口の2乗、面積の2乗の推定式の説明力が高い（市町村推計②）という結果が得られた（図表7）。これは、厳密な積算によらなくても、基準財政需要額が、人口、面積の二つの指標によってかなりの程度説明できることを意味し、地方交付税を配分する際、厳密な基準財政需要額の算出によらず、人口、面積を基準にして配分できる可能性を示している。

それぞれの算式で、基準財政需要額の理論値と実績値がどの程度乖離しているかをみると、説明力の高い都道府県推計①、市町村推計②でみると、理論値の実績値からの乖離が±20%に範囲に留まっている自治体が、都道府県では94%、市町村では57%という結果が得られた（図表8、9）。実績値との乖離が±20%という値は、決して小さな値ではないが、逆に言えば、こうした乖離が生じることは、現行の基準財政需要額の算出がその分だけ、人口、面積の規模からみて、適正なものでもなくなっている可能性をも示唆している。これには、先に述べた、自治体が自らの財政力を超えて地方債を発行して事業を行い、その元利償還費が基準財政需要に算入されている点も関係している可能性がある。

図表7 基準財政需要額の決定要因

	都道府県①		都道府県②		市町村①		市町村②	
	推定値	t 値	推定値	t 値	推定値	t 値	推定値	t 値
定数項	116,511,921.200*	2.970	67,352,815.840	0.896	-854,866.000*	-5.834	-654,213.189*	-3.913
人口	106.588*	9.357	229,726.000*	4.792	167.917*	260.738	152.776*	134.302
面積	4,807.484**	2.190	-12,360,770.000	-1.345	5,317.730*	11.445	9,605.227*	9.819
人口 ²	—	—	-0.0000150**	-2.701	—	—	0.00000781*	15.656
面積 ²	—	—	0.199	1.770	—	—	-3.507*	-3.838
AdjR ²	0.682		0.722		0.975		0.979	
N	47		47		1,804		1,804	

(出所) 地方財務協会『地方財政統計年報』、『市町村別決算状況調』により作成

(注) 1. 基準財政需要額は、都道府県は05年度(千円)、市町村は06年度(千円)

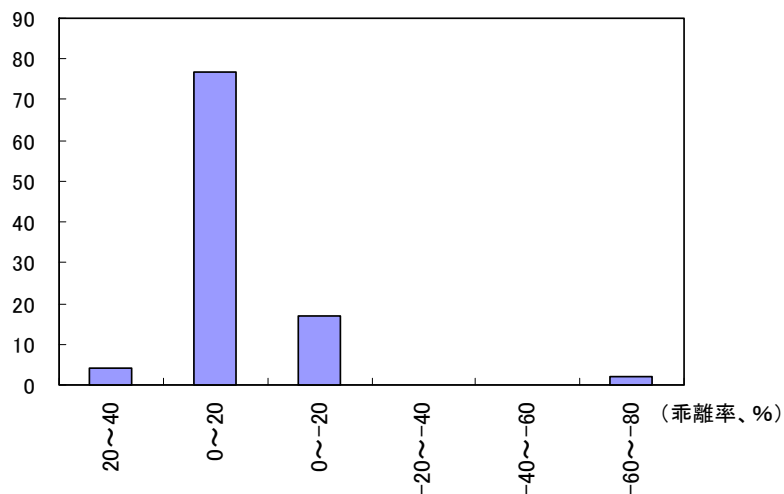
2. 都道府県の人口は06年3月31日現在の住民基本台帳の人口(人)、面積は05年10月1日現在の面積(km²)

3. 市町村の人口は05年10月1日現在の国勢調査の人口(人)、面積は06年10月1日現在の面積(km²)

4. *は1%水準、**は5%水準で有意であることを示す

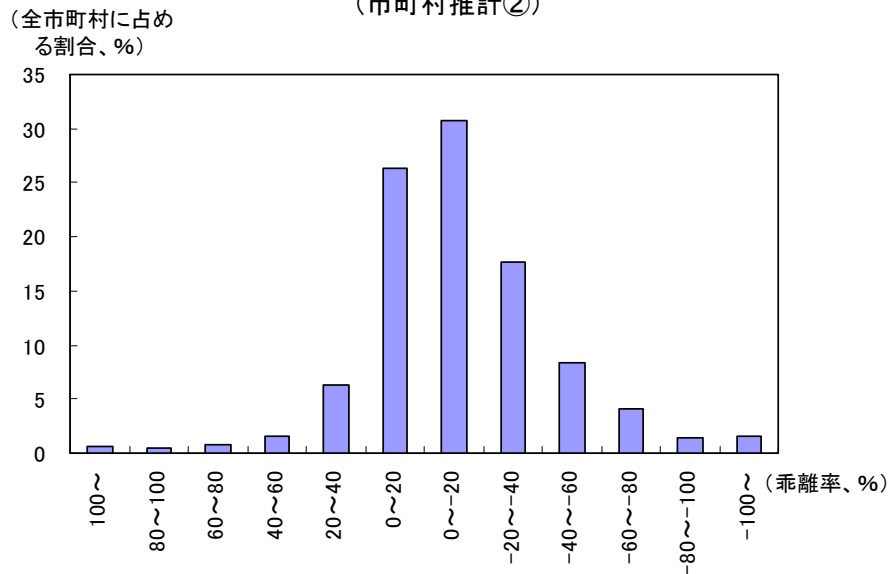
図表8 基準財政需要の理論値と実績値の乖離
(都道府県推計①)

(全都道府県に占める割合、%)



(出所) 地方財務協会『地方財政統計年報』、『市町村別決算状況調』により作成

図表9 基準財政需要の理論値と実績値の乖離
(市町村推計②)



(出所) 地方財務協会『地方財政統計年報』、『市町村別決算状況調』により作成

仮に、現行の仕組みを、人口、面積に基づく単純なルールに置き換える場合には、現行の算出ルールと乖離が大きい自治体については、一定の移行期間が必要にはなると考えられるが、この結果は、ルールの置き換えが全く不可能なものではないことを示している。

なお、基準財政需要額の算出について、透明性の高い単純なルールに移行すべきとの主張に対して、総務省は、07年度から人口、面積を基本に算定する新型交付税（「包括算定経費」と呼ばれる）の仕組みを導入した（竹中元総務大臣の私的懇談会「地方分権 21世紀ビジョン懇談会」が提案し、「骨太方針 2006」に基づき導入）。この結果、07年度の基準財政需要額（公債費を除く）41兆円のうち、約5兆円（都道府県約1.6兆円、市町村約3.4兆円）が新型交付税として配分された（人口、面積に応じて配分される額は都道府県が3対1、市町村が10対1で、都道府県の人口比例配分部分は $1.6 \times 3/4 = 1.2$ 兆円、市町村の人口比例配分部分は $3.4 \times 10/11 = 0.3$ 兆円となる）。

しかし残りの36兆円については従来通りの配分（「包括算定経費」に対し「個別算定経費」と呼ばれる）が行われた上（算定項目の統合により、項目数については3割削減され簡素化された）、1兆円を超える部分については、地方の実情に応じて割り振られる新設の「地域振興費」（条件不利地域への対応など）に充てられることになったため、結局、前年度と大差はなくなり、新制度導入の意義は、損われる結果となった。このほか、新型交付税の対象となる基準財政需要額に、公債費が除外されている点も、機械的配分ルールを徹底させるという点では、十分なものではなかった（ただし、この点については、すでに国が約束した公債費の交付税措置を直ちに停止すると、自治体財政が立ち行かなくなる可能

性があるため、今回の新型交付税の導入に当たっては、公債費が除外されているのはやむを得ない面がある)。

3.3 新たな配分ルール

以上の分析を踏まえて考えられる新たな地方交付税の配分ルールは、従来の基準財政需要額と基準財政収入額との差額を補填するという考え方を改め、人口、面積によって機械的に配分するというものである。配分額の基本は、一人当たりの税収額が一定の水準に満たない場合（例えば平均以下の場合）に、地方交付税を配分するというやり方が考えられる。つまり、地方税だけでは十分な税収を確保できない自治体に対し、人口一人当たり最低限必要な財源を担保するためのものと位置づけるというものである。

この際、人口に加えて面積を加味する必要があるかについては、現行の基準財政需要額が面積によって説明できる部分があることも踏まえれば、当面は必要と考えられる。現行の新型交付税の配分総額のうち、人口、面積に応じて配分される額が都道府県で3対1、市町村で10対1となっているのは、そうした点に配慮したものとなっている。しかし、主要先進国の財政調整制度をみると、面積は加味せず、人口一人当たりの財政力に基づいて調整している例が多い（図表10）。

面積が大きければそれだけ行政経費がかかることはやむを得ないようにも思えるが、今後、高齢化や人口減少がより一層進展していくことを踏まえれば、面積が広い自治体であっても、コンパクトシティ化を図ることなどによって、必要な行政施設や行政サービスを、拠点となる地区に重点的に配備する必要性が高まってくることが考えられる。この場合は、面積による配分という発想は、あまり合理性を持たなくなってくる。また、将来、基礎的自治体（市町村）については、さらに合併を促していくという方向がより明確になれば、極端に人口が少ない上に面積が広いといった自治体は少なくなっていくことも考えられ、そうした点でも面積を考慮する必要性は低下していく可能性がある。

地方交付税の配分を機械的ルールに変える場合、その経過措置としては、人口に加え、面積を考慮することも必要になると考えられるが、そのウエイトは大きくないものとし、人口一人当たりの税収を均等化させる目的で地方交付税を付与するという考え方を基本とする方が、わかりやすいと思われる。

図表 10 各国の一般交付金額の決定方法

イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
各自治体ごとに相対需要額と相対財源額等を計算し、その差額等を配分	①人口、②一人当たり財政力、③財政努力、等の指標により配分	一人当たり財政力が全国平均比 99.5%に満たない州へ、99.5%を下回る部分の 77.5%の交付金を交付	一人当たり課税所得が全国平均比 115%（県 110%）を下回る団体へ国が交付金を交付

（出所）財政制度等審議会資料により作成

こうした機械的な配分ルールになれば、現行制度のような、自治体が税収を増やしても、その 75%は基準財政収入額に算入され、その分地方交付税は減額されるというようなことはなくなり、自治体が独自に税収を確保するインセンティブが、より一層高まると考えられる。また、将来自らの力で償還できないにも関わらず、国からの元利償還費をあてにして、地方債を発行して事業を行うというようなこともできなくなる。

4. 地方税の中心を何に据えるべきか

前記で述べたような地方交付税の配分ルールを前提として、次に、地方が独自の財源として持つのにふさわしい地方税は何かについて検討する。前記のような考え方の下では、地方税は、自治体が税収確保のインセンティブを持つものがより望ましいことになる。

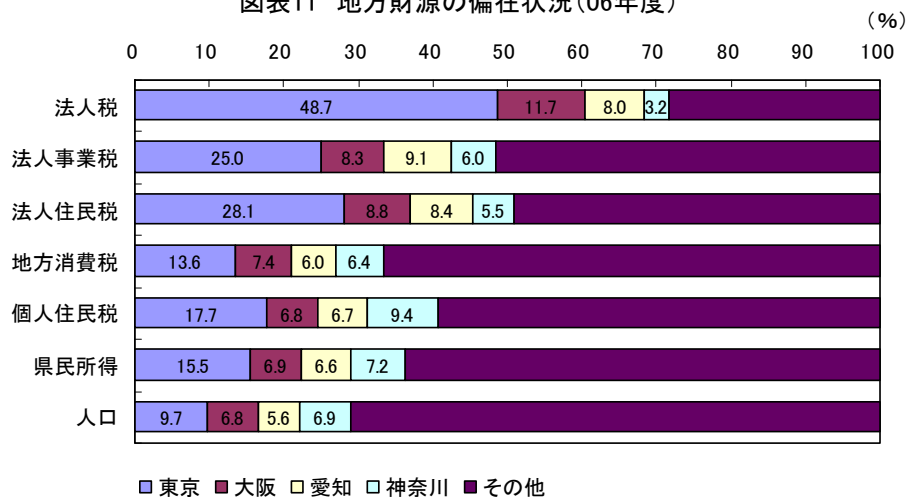
冒頭に述べたように、地方財源を充実させる方向性としては、都市部に税収が偏在する地方法人2税（法人事業税、法人住民税）と、偏在度合いが低い消費税とを、国と地方で税源交換する（地方法人2税を国税化する代わりに、国税である消費税の地方の取り分を増やす）という提案がなされる場合が多い。

確かに、地方法人2税は、東京、大阪、愛知、神奈川の合計で全体のほぼ50%を占め、地方消費税に比べ偏在度合いが高くなっている（図表11）。地方消費税の偏在度合いについては、県民所得の偏在度合いとほぼ同程度となっている。しかし、最終的に地方交付税の交付によって財政調整するならば、地方独自の財源として、法人課税を中心に据えても、消費課税を中心に据えても、どちらも結果は同じという考え方も成り立つ。この場合、どちらを中心に据えた方が、地方が税収確保のインセンティブが生まれるかということについては、法人課税を中心とした方が、自治体にとって、企業誘致、産業活性化のインセンティブが生まれることは明らかと思われる。

ただし、現行の法人課税については、国税のうち34%が地方交付税として地方に回る仕組みに加え、付加税としての地方税である法人事業税、法人住民税が何重にも課税される煩雑な仕組みになっている（図表12）。また、法人事業税については、超過課税（標準税率を超える税率を設定するもの）が認められていることに起因する問題も存在する。現状では、東京、神奈川、愛知など一部の裕福な自治体が超過課税を課しているが、事業税の納付額が法人税の計算上、損金算入されるため、超過課税が国税を減額させ、ひいてはその地方への配分額を減額させるという問題が生じている。

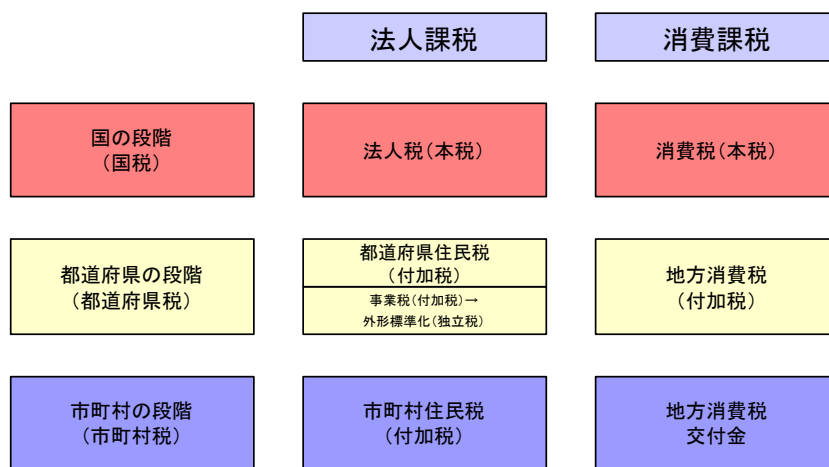
今後は、法人課税についても、より簡素な仕組みに変えていく必要性が高いと思われる。この際、消費税が国の取り分と地方の取り分とに分けられているように、各種の法人課税を一体化した上で一括徴収し、国と地方の取り分に分けるのが一案である。この場合、法人税の課税ベースを広げ、薄く広く企業に負担させる形にすることが考えられる。広く薄く課税すれば、法人税率を現状より低くできる余地が大きくなると考えられる。そして、法人課税の地方取り分については、県民所得などに比例して配分することが考えられる。

図表11 地方財源の偏在状況(06年度)



(出所) 参議院総務委員会調査室『地方財政データブック』により作成

図表12 法人課税と消費課税の課税段階



(出所) 参議院総務委員会調査室『地方財政データブック』により作成

以上をまとめると、この構想の下では、自治体は県民所得に見合った額の法人課税が独自財源となる。すなわち、自治体の企業誘致や産業活性化の努力は県民所得に反映されることになり、自治体はそれに見合った税を取り分として得るということになる。法人課税を独自財源にするといっても、現行の地方法人2税のように、それをそのまま徴収した自治体の財源とするわけではないため、その点で、偏在度合いはあらかじめ調整されることになる。これに、先に述べた交付税の配分ルールを合わせると、独自財源だけで一定の水準に満たない自治体には、交付税が配分されるという仕組みになる。

そもそも法人課税と消費課税には、どちらも付加価値への課税になっているという面で似た側面がある。現状の税制の国際的な流れは、海外流出する危険性がある企業への課税（法人課税）を引き下げ一方、移動しにくい個人への課税（消費課税）を高める方向にあり、付加価値に対する課税をどの段階で行うかについて、変化しつつある過程にあるとみることもできる。こうした流れを踏まえれば、法人課税の税率は、国際競争を勘案して引き下げ一方、国内的には、各地で企業の立地を競わせる目的で、地方の独自財源として法人課税を中心に割り振るという考え方もあり得るのではないか。

さらにいえば、こうした考え方の下では、国の役割（国防、外交、社会保障など）を支える税は、安定的な消費税にウエイトを置き、地方は地域活性化を競うインセンティブを持つ法人課税にウエイトを置くということになる。

5. おわりに

以上では、国と地方の税財源配分のあり方について、地方が自らの力で経済を活性化させるインセンティブを持つ仕組みはどのようなものかという視点で、考察を行ってきた。今後必要と考えられる施策についてまとめると次のようになる。

第一に、法人課税を国、地方で整理、一体化し、地方の取り分（地方独自の財源としての法人課税）は、例えば、県民所得などに比例して配分する。第二に、地方交付税の配分ルールを単純化し、人口一人当たりの最低限の税収を担保する仕組みと位置づける。すなわち、地方独自の財源のみで、人口一人当たり最低限必要な税収を確保できない自治体には交付税を交付することとする（例えば、平均レベル以下の自治体に交付税を交付）。

このような地方税および地方交付税の仕組みの再編（単純化、合理化）は、自治体の税収確保の努力を最大限発揮させる、あるいは財政規律を失わせるような仕組みはなくす、という点で、将来の地方分権のより一層の推進とも整合性を持つと考えられる。

なお、地方分権の推進という観点からは、本稿では取り上げなかった国庫支出金の削減（用途が定められていない地方交付税に転換すること）や、自治体が財政規律を維持しつつ地方債を発行するルールを確立することなど、残された課題は多いが、これらは今後の研究課題としたい。

参考文献

- 赤井伸郎 2008 「自治体間の財政格差と地方法人特別税—根拠あいまいな是正規模」『日本経済新聞』 6月13日
- 土居丈朗 2007 『地方債改革の経済学』 日本経済新聞出版社
- 土居丈朗 2008 「地方交付税 格差縮める新制度が必要」『朝日新聞』 7月17日
- 井堀利弘・岩本康志・河西康之・土居丈朗・山本健介 2006 「基準財政需要の近年の動向等に関する分析」 *Keio Economic Society Discussion Paper Series, No.06-1*
- 片山義博 2007 「法人二税を考える（上）格差縮小に国依存は禁物—税源偏在 是正を急げ」『日本経済新聞』 10月30日
- 田近栄治 2007 「法人二税を考える（下）国の法人税と合体を一自治体に再配分を」『日本経済新聞』 11月1日
- 竹中平蔵 2008 『闘う経済学—未来をつくる [公共政策論] 入門』 集英社インターナショナル

研究レポート一覧

No.326	地方の自立性を高めるための地方への税配分	米山 秀隆(2008年10月)
No.325	インドにおける研究開発戦略のあり方	金 堅敏(2008年10月)
No.324	A Return of Protectionism? Internal Deregulation and External Investment Restrictions in the EU	Martin Schulz (2008年8月)
No.323	銀行の資産運用・収益構造と収益力強化のための基本戦略 ー収益源の多角化と規模の収益性を求めてー	南波駿太郎 (2008年6月)
No.322	地域間移動を考慮した将来人口の推計	戸田 淳仁 (2008年6月) 新堂 精士
No.321	中国経済のサステナビリティと環境公害問題	柯 隆 (2008年5月)
No.320	「革新創造国」造りに向かう中国のチャレンジ	金 堅敏 (2008年5月)
No.319	急拡大する中国の自動車市場と日系企業の対応	朱 炎 (2008年5月)
No.318	バリュー・プライシング実現に向けた一考察	長島 直樹 (2008年4月)
No.317	証券化の活用による賃貸住宅市場の革新	米山 秀隆 (2008年4月)
No.316	欧州との比較による日本の林業機械と作業システムの課題	梶山 恵司 (2008年4月)
No.315	中国企業の海外投資戦略と政府系ファンド	金 堅敏 (2008年4月)
No.314	カテゴリーライゼーションの消費者行動における重要性 ーWillingness to payへの影響ー	新堂 精士 (2008年3月)
No.313	女性労働者の出生行動と金銭的インセンティブ ー健康保険組合データに基づくパネルデータより	河野 敏鑑 (2008年3月)
No.312	オープン・イノベーションと研究成果の無償公開	絹川 真哉 (2008年3月)
No.311	市民の資金拠出による社会変革活動	米山 秀隆 (2008年3月)
No.310	物流、卸売・小売のイノベーションにおける重要要因② ーケーススタディから導出された要因の検証ー	木村 達也 (2008年3月)
No.309	物流、卸売・小売のイノベーションにおける重要要因① ーヤマト運輸とセブン-イレブン・ジャパンのケーススタディー	木村 達也 (2008年2月)
No.308	グローバル市場における日本企業のCSRサプライチェーン	生田 孝史 (2008年1月)
No.307	外貨準備の本格的運用を始めた中国 ー中国投資設立の影響とビジネスチャンスー	朱 炎 (2008年1月)
No.306	企業の取引関係ネットワークと企業規模との関係	齊藤有希子 (2008年1月)
No.305	高齢化社会における家計の資産選択行動の変化とその含意	南波駿太郎(2007年11月)
No.304	サービス・コストに関する一考察 ー利用者の視点からー	長島 直樹(2007年11月)
No.303	企業の研究開発活動のオープン化	西尾好司・絹川真哉 (2007年11月) 湯川 抗
No.302	Intergovernmental Relation from the Fiscal Aspect in China -Reform movements and Tasks Compared to Japanese Experience-	Jiro Naito (2007年11月)
No.301	「エネルギー分野の規制改革(第2段階)のあり方 ー電力分野に関する検討」	武石 礼司(2007年10月)

<http://jp.fujitsu.com/group/fri/report/research/>

研究レポートは上記URLからも検索できます



THE POSSIBILITIES ARE INFINITE

富士通総研 経済研究所

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目16番1号 (ニューピア竹芝サウスタワー)
TEL.03-5401-8392 FAX.03-5401-8438
URL <http://jp.fujitsu.com/group/fri/>